

平成 26 年 9 月 12 日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号  
日 本 航 空 株 式 会 社  
代表取締役社長 植木 義晴

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 26 年 1 月 31 日開催の取締役会において、平成 26 年 10 月 1 日（水曜日）を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 9 月 30 日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社が航空法の規定に従い、名義書換を拒否した株式（外国人等持株調整株式）についても、同様に株式分割の対象といたします。

また、当社は、平成 26 年 6 月 18 日開催の第 65 期定時株主総会において、当該株式分割に伴い、平成 26 年 10 月 1 日に当該株式分割が実施されることを前提として、同日を効力発生日として発行可能株式総数に関わる当社定款第 6 条を以下のとおり変更することを決議しております。

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 億株</u> とし、 各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次 のとおりとする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7 億 5000 万株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数 は、次のとおりとする。
普通株式 <u>3 億 5000 万株</u>	普通株式 <u>7 億株</u>
第 1 種優先株式        1250 万株	第 1 種優先株式        1250 万株
第 2 種優先株式        1250 万株	第 2 種優先株式        1250 万株
第 3 種優先株式        1250 万株	第 3 種優先株式        1250 万株
第 4 種優先株式        1250 万株	第 4 種優先株式        1250 万株

以 上

お知らせおよびご注意

- 平成 26 年 10 月 1 日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。